

重要事項説明書 (居宅介護支援)

有限会社タニハタ
ケアプラン天天

指定番号 2371304425

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令に基づいて、当事業所がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

名称	有限会社タニハタ
所在地	名古屋市守山区下志段味五丁目3902番地
代表者の氏名	代表取締役 谷畑 洋子
電話番号	052-739-0126

2. 事業所

名称	ケアプラン天天		
所在地	名古屋市守山区大字中志段味字東山島2081番地 ベルメゾンⅠ 103号室		
管理者の氏名	中村 裕子		
電話番号	052-737-2286	FAX番号	052-737-2287
許可番号	2371304425		

(※営業時間外は転送電話により電話対応可能な体制です)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

有限会社タニハタが開設する居宅介護支援事業所ケアプラン天天(以下「事業所」といいます。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」といいます。)の適切な運営を確保するために人事及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態等にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立し、日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとし、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めます。
- (2) 入院時には担当支援介護専門員の氏名等を入院先医療機関に提供します。
- (3) 在宅サービス計画の作成に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者等に不当に偏ることのないよう公正、中立に行います。
- (4) ご利用者及び家族は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができます。
- (5) 前6か月間に当事業所において作成された居宅介護サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護(以下訪問介護等という)がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当事業所において作成された居宅介護支援サービスに位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合等を説明いたします。(別紙1)

(6) BCP(業務継続計画)策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

BCP(業務継続計画)策定について 自然災害、感染症対策には、BCP計画、ガイドラインに基づきご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

①従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

②事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとします。

* 非常災害時:実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めていきます。

*健康危機発生時:感染症対策委員会を開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応やサービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

(7) 虐待防止のための措置に対する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとし、概ね6月1回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を開催します。
- ④ 上記①から③までを実施するための担当者を置きます。

(8) 感染症の予防及びまん延防止のための事項

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとし、概ね6月1回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的に行います。

(9) ハラスメント防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメントによりご利用者・ご家族・代理人等からの信頼関係が害され事業の継続に重大な支障が及んだとき、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。そのため、事業所内および利用者等からのハラスメント行為には厳正に対応していきます。

1. 事業者は「ハラスメント防止に関する指針」を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
2. 利用者およびそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。
 - ① 暴行、蹴る、殴る、つねるなど
 - ② 暴言「死ね」「役立たず」など職員の尊厳を傷つけるような言葉を使う、など
 - ③ 威嚇、近距離で職員に対して怒鳴る、反社会的勢力の構成員だった過去を示したり、殺傷能力のある物をして職員に恐怖心を与える行為、職員の求めに反してペットを柵に入れない、など
 - ④ セクハラ 必要もなく身体を触る、性的な動画・音声を流す、など
 - ⑤ 過度な要求 職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容の要求、など
 - ⑥ プライバシー侵害 職員の許可なくその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を尋ねるなど
 - ⑦ そのほか、上記に類する、当事者間の信頼を破壊する一切の行為

相談窓口 (有) タニハタ ハラスメント対策室室長 倉田佳和 052-739-0216
ケアプラン天天 中村裕子 052-737-2286

- (10) 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

4. 職員の職種、人員及び職務内容

管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業員に運営に関する基準を厳守させるため必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員 2名以上 (常勤職員 内1名は管理者と兼務)

介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たる。

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜から金曜日までとする。

ただし、国民の休日及び12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

6. 居宅介護支援サービスの概要

(1) 居宅支援の内容

- ・ 要介護認定の申請代行
- ・ 要介護認定調査
- ・ 居宅サービス計画作成、居宅サービス事業者、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携
介護支援専門員は、ご利用者、ご家族の希望ならびにご利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供されるよう居宅サービス計画を作成します。
また、希望に応じてサービスの連絡調整を行います。
- ・ 情報提供
居宅サービス計画にあたって、当該地区における居宅サービス事業の名簿、サービス内容、利用料金等の情報を提供し、ご利用者又はご家族がサービスの選択を可能となるように支援する。

(2) 利用料

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援費（ケアプラン作成業務）については介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、1カ月につき介護度に応じて各サービス利用料金の全額を一旦お支払いして頂くことになります。

記

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料

・ 居宅介護支援費	要介 1. 2	1086単位×11.05＝12000円
	要介護 3. 4. 5	1411単位×11.05＝15591円
・ 初回加算		300単位×11.05＝3315円
(新規に居宅サービス計画書を作成する場合・要支援者が要介護認定を受けた場合に 居宅サービス計画書を作成する場合)		
・ 入院時情報連携加算Ⅰ		250単位×11.05＝2762円
・ 入院時情報連携加算Ⅱ		200単位×11.05＝2210円
(入院にあたって病院等職員に必要な情報提供した場合 (一月に一回を限度))		
・ 退院・退所加算 (1回につき)		
カンファレンス参加 無	連携 1回	450単位×11.05＝4972円
	連携 2回	600単位×11.05＝6630円
カンファレンス参加 有	連携 1回	600単位×11.05＝6630円
	連携 2回	750単位×11.05＝8287円
	(うち1回以上はカンファレンスによること)	
	連携 3回	900単位×11.05＝9945円
	(うち1回以上はカンファレンスによること)	
(入院期間中に3回まで)		

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ） 519単位×11.05＝5734円
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ） 421単位×11.05＝4652円
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ） 323単位×11.05＝3569円
- ・ 特定事業所加算（A） 114単位×11.05＝1259円

「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）

- ・ 通院時情報連携加算（通院時の介助は行いません。 50単位×11.05＝552円

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、ご利用者死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等が必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

※上記単位に地域単価をかけたもの（名古屋市は3級地11.05）

※令和6年4月現在の利用料です。利用料は介護保険改定時に変更される可能性があります。

7. 事業の実施地域

名古屋市守山区

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり20円を徴収する。

8. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

ご利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡し、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため、事故防止に努めるとともに、介護保険法並びに厚生労働省令に基づき、サービス提供に伴う事故発生時につきましては下記のとおり対応いたします。

(1) 医療機関への対応

地域の救急医療機関を基本に対応し、移送等は地域管轄の消防署に依頼します。

(2) 事故発生時の連絡 保険者へ報告すべき基準

- ・ 介護サービス提供に伴い、発生した重症又は死亡等の事故
- ・ 介護サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故

加入保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

9. 苦情申立先

(1) 当該事業所の苦情申立窓口は下記のとおりです。

- ・ ケアプラン天天 管理者 中村 裕子

ご利用時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

ご連絡先：電話 052-737-2286 FAX 052-737-2287

上記の時間外は転送電話にて対応いたします。

(2) その他相談窓口

- ・ 名古屋市役所介護保険課
- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会

電話：052-959-3087

電話：052-971-4165

10. 業務の流れ

(1) 契約書・重要事項の説明

契約書及び重要事項の説明を行い、契約を締結します。「居宅サービス計画の作成依頼届」を役所へ届け出ます。なお、手続きのため、介護保険被保険者証をお預かりします。

(2) 状態の把握（アセスメント）

認定調査結果、主治医意見書及び基本情報などを基に、担当職員がご利用者様やご家族様に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメントの結果を基に、どのような支援が必要かを検討し、居宅サービス計画原案を作成します。居宅サービス事業所を選定していただきます。

(4) サービス担当者会議の開催

関係する居宅サービス事業所を集め、サービス計画原案について検討します。ご利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、料金等を決定します。

(5) 居宅介護サービス計画書の交付

検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、居宅サービス計画書をお渡しします。

(6) 居宅サービスの提供

居宅サービス計画に位置付けられたサービスが各々の居宅サービス事業所により提供されます。（別途、各々居宅介護サービス事業所との契約が必要です。）

(7) 状況の把握（モニタリング）

居宅介護サービス計画の実施状況の把握に努め、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は1月1回、少なくとも2月に1回ご自宅を訪問させていただき、サービスの実施状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更を実施します。

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。

サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得て、利用者の状態が安定し、利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。

(8) 給付管理

介護保険サービスの利用実績を確認します。

(9) 介護報酬請求

介護報酬の請求事務などを行います。

※このサービスの提供の当たっては、ご利用者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、適切にサービスを提供します。

※サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明いたします。ご不明なことがありましたら、ご遠慮なく担当職員に質問してください。

契約締結日 年 月 日

当事業所は、サービスの提供開始にあたり、ご利用者及びその家族に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

【事業者】

所在地 名古屋市守山区下志段味五丁目3902番地
名称 有限会社タニハタ
代表者 代表取締役 谷畑 洋子

当事業所は、サービスの提供開始にあたり、ご利用者及びその家族に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

【事業所名】

居宅介護支援事業所 ケアプラン天天
所在地 名古屋市守山区大字中志段味字東山島2081 ベルメゾン I 103号室
管理者 主任介護支援専門員 中村 裕子

説明者_____

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から居宅介護支援(ケアマネジメント)に関する契約書及び重要事項説明書の説明を受け、これに同意しサービスの利用を申し込みます。

【ご利用者】

住 所

氏 名

電話番号

(代理人)

住 所

氏 名

ご利用者との関係 ()

電話番号